

平成 25 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 3 回 原因者責任検討部会 議事要旨

- (1) 公文書の保存期間について、保存年限を延長するよう見直す市の提案は妥当なものとするが、愛媛県と松山市で整合をとることが望ましい。
- (2) 一般的に廃棄物処理法においては、排出事業者責任という考え方があることから、本事案においても支障との因果関係を含め、排出事業者の責任について調査を継続すること。
- (3) 原因者に対しては、法的な責任だけでなく、社会的・道義的な責任も考慮し、考えられるあらゆる方法により責任追及等を行うこと。

公開の判断の理由（松山市情報公開条例 第 7 条第 2 号及び第 4 号）

本部会においては、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。